

## 南九州市新庁舎建設検討委員会運営指針

### (趣旨)

第1条 南九州市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため、次の事項について定める。

### (会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、出席委員の過半数以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

### (傍聴)

第3条 会議は、傍聴することができるものとする。ただし、会議の秩序維持に大きな支障が生じるおそれがあると委員長が認めるときは、制限することができる。

2 会議を傍聴しようとする者は、南九州市新庁舎建設検討委員会傍聴希望書（様式第1号）に必要事項を記入し、事務局から傍聴章（様式第2号）を受け、これを常時見えるところに表示しなければならない。なお、傍聴を終え退場するときは、傍聴章を事務局に返却するものとする。

3 傍聴人の定数は、会場の規模に応じて委員長が調整する。

4 傍聴希望者が定員を超えるときは、抽選により決定する。

### (委員会の出席)

第4条 会議には、委員本人が出席するものとする。

### (発言)

第5条 委員は、委員長の許可を得た後に発言するものとする。

### (会議録)

第6条 委員長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成し、保存するものとする。

(1) 委員会の日時及び場所

(2) 出席した委員等の氏名

(3) 会議の議題

(4) 会議経過の要旨

(5) その他委員長が必要と認めた事項

2 会議録は要点記録とし、発言者の氏名は記載しないものとする。

3 会議録は、次の会議において各委員に配布し、確認後に公開する。

### (会議結果等の公表)

第7条 会議録や委員会資料は、新庁舎建設推進課、各支所地域振興係及び南九州市ホームページにおいて一般の閲覧に供するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第2条ただし書の規定により会議の全部又は一部を非公開とした場合の当該会議の開催結果の公表に当たっては、当該非公開情報が明らかとならないよう、議題及び議事の概要の記載方法並びに会議資料の掲載について十分配慮し、可能な範囲の情報の公表に努めるものとする。

(その他)

第8条 その他、委員会の運営に関し必要な事項が生じたときは、委員長が会議に諮って定めることとする。

附 則

この運営指針は、令和3年5月20日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

南九州市新庁舎建設検討委員会 傍聴希望書

標記会議の傍聴を希望します。

傍聴にあたり、下記の事項を順守します。

氏 名 \_\_\_\_\_ :

勤務先（所属団体） \_\_\_\_\_ :

住 所 \_\_\_\_\_ :

連絡先（TEL） \_\_\_\_\_ :

記

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、傍聴章を見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いします。

様式第2号（第3条関係）

（表）

	南九州市新庁舎 建設検討委員会
<h1>傍 聴 章</h1>	
※お帰りの際は事務局へお返してください。	

（裏）

傍聴に際しての遵守事項

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等は、必ず電源を切って傍聴して下さい。
- 3 頭撮り以外は、写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 静粛を旨とし、会議の議事進行の妨害となる様な行為は慎んで下さい。
- 5 説明等に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室はやむ得ない場合を除き慎んで下さい。
- 9 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、審議に影響を及ぼすおそれのあるものを携帯又は着用している方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 傍聴中は、本章を見える位置に表示してください。
- 11 その他、事務局職員の指示に従うようお願いいたします。